

医療法人・有床診療所部会の審議事項

医療法人部会の審議事項	根 拠
1 医療法人の設立の認可又は不認可の処分をする場合の意見聴取	同法第 45 条第 2 項
2 医療法人の解散の認可又は不認可の処分をする場合の意見聴取	同法第 55 条第 7 項
3 医療法人の合併の認可又は不認可の処分をする場合の意見聴取	同法第 58 条の 2 第 5 項で準用する同法第 55 条第 7 項及び同法第 59 条の 2 で準用する同法第 58 条の 2 第 5 項
4 社会医療法人の認定をする場合の意見聴取	同法第 42 条の 2 第 2 項
5 医療法人の分割の認可又は不認可の処分をする場合の意見聴取	同法第 60 条の 3 第 5 項で準用する同法第 55 条第 7 項及び同法第 61 条の 3 で準用する同法第 60 条の 3 第 5 項
6 医師又は歯科医師でない理事長を認可する場合の意見聴取（特別要件以外のもの）	同法第 46 条の 5 第 1 項 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」 昭和 61 年 6 月 26 日付厚生省健康政策局長通知 最終改正平成 28 年 3 月 25 日
7 届出により診療所に病床を設ける場合の意見聴取	同法第 7 条第 3 項 同法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号